

別居監護申立書

大和市長 あて

提出年月日
令和6年11月1日

記入見本

私は、養育している児童と別居しておりますが、監護し、かつ生計を同じくしていることについて、事実であることを申し立てます。
記載内容が事実と異なっていた場合は、児童手当の認定の取消し及び支給済みの手当の返還等に応じます。

受給者	フリガナ	ヤマト タロウ										性別	生年月日														
	氏名	大和 太郎										☒ 男・ ☐ 女 *どちらかに○印	☒ 昭和 ☐ 平成	55年 5月 5日													
	住所	大和市 鶴間1-1-1										連絡先	080-0000-XXXX														
養育している児童	フリガナ	続柄	生年月日	個人番号										住所													
	氏名																										
	ヤマト ゲンキ	子	☒ 平成・ ☐ 令和 22年 2月 2日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	神奈川県横浜市旭区○-△-□										
	大和 元気		平成・令和																								
	別居しているお子様のお名前をご記入ください。																										
	お子様が居住している住所をご記入ください。																										
別居理由	*いずれかに○印。その他の場合は（ ）内に詳細を記入。 ☒ 単身赴任のため・児童の就学のため・その他（ ）																										
監護・生計同一状況	面会	*面会方法や頻度を具体的に記入してください。 ☒ 有・ ☐ 無 *どちらかに○印 (例) 電話は毎日、面会は月に2回。																									
	生計	*送金、現金手渡し、口座の管理状況等、生計同一状況を具体的に記入してください。 ☒ 同一・ ☐ 別 *どちらかに○印 (例) 毎月8万円送金。																									
	その他	*同居予定等をご記入ください。 (例) 1年後に同居予定。																									

- (注意)
- 離婚後の別居監護は認められません。
 - 離婚協議中などによる別居の場合は、児童と同居している配偶者が受給資格者となる場合があります。
- (備考)
- 児童手当法の「児童」とは高校修了前の児童（18歳の誕生日を経過し、最初の3月31日を迎えるまで）を対象とします。
 - 児童の住民登録地が大和市外、大和市内にかかわらず、住民票の写しの提出は不要です。
ただし、児童の住民登録地が市外でマイナンバー制度による情報連携によって住民票情報が取得できない場合は、住民票の写し（世帯主との続柄の省略のないもの）の提出が必要になる場合があります。

※大和市使用欄（ここから下には記入しないでください）

※備考																													
申請者確認	☐ 本人申請 ☐ 代理人申請（ ）代理権確認書類（請求者名義） ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）																										※認定番号		
本人確認書類1点	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 住民基本台帳カード（顔写真付） ☐ その他（ ）																										※確認印		
本人確認書類2点	☐ 健康保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 ☐ 母子手帳 ☐ 住民票 ☐ その他（ ）																										①	②	③
番号確認	☐ 通知カード ☐ 個人番号カード ☐ 住民票																												
※不足書類	☐ マイナンバー確認書類 ☐ 在留カード ☐ 児童のパスポート ☐ その他（ ）																												